

指 定 施 設 に お け る
不 在 者 投 票 事 務 の 手 引 き
(不 在 者 投 票 立 会 人 用)

[令 和 6 年 12 月 (改 訂)]
山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局

は じ め に

期日前投票制度・不在者投票制度は、投票日当日に用務等があると見込まれる選挙人が、投票日前においても投票できるような方途を講じた例外的な制度であり、選挙人に対しできるだけ投票の機会を与えようとする趣旨で設けられたものです。

その一つの方法として、都道府県選挙管理委員会が指定した病院や老人ホーム等（指定施設）に入院又は入所中の選挙人が、その施設内で不在者投票を行うことが認められています。

指定施設における不在者投票は一般投票と異なり、長期にわたって、しかも選挙管理委員会の管理する場所以外で行われることから、選挙の自由公正の確保、投票の秘密保持のため厳格な事務手続が定められています。

不在者投票立会人の方々におかれましては、選挙の重要性を十分認識され、有権者の貴重な投票が無効とならないために格段の御配慮をお願いします。

山形県選挙管理委員会事務局

目 次

1	不在者投票とは	1
2	指定施設とは	1
3	不在者投票をすることができる者は	1
4	不在者投票ができる期間は	1
5	不在者投票管理者	2
6	不在者投票における立会人	2
7	不在者投票事務のあらまし	3

凡 例

法・・・公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）

令・・・公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）

1 不在者投票とは

選挙における投票は、原則として選挙人が「選挙の当日、自ら投票所に行き、選挙人名簿又はその抄本の対照を経て、投票をしなければならない」とされており、投票用紙は「選挙の当日、投票所において選挙人に交付される」ことになっています。(法第44条第1項、第45条第1項)

しかし、数多い選挙人の中には選挙期日(投票日)当日に、仕事に従事すること、病院に入院していること、旅行すること、などが見込まれる人がいます。

期日前投票・不在者投票は、このような人々のために、投票日の前でも投票できるように考えられた制度です。このうち不在者投票は、不在者投票のできる人(法第49条)が一定の手続によって、投票日の前にあらかじめ投票用紙の交付を受け、投票日の前日までに法律で定められた場所で投票する制度です。

2 指定施設とは

指定施設とは、都道府県選挙管理委員会が指定した病院、老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホーム、身体障害者支援施設、保護施設及び国立保養所のことです。(令第55条第2項、第4項第2号)

※「老人ホーム」とは…

老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに同法第29条に規定する有料老人ホーム

3 不在者投票をすることができる者は

指定施設で不在者投票のできる者は、次の全ての条件を満たしていなければなりません。

(1) 選挙人であること。(法第49条)

- ・ 不在者投票をしようとする選挙の選挙権を有していること。
- ・ 選挙人名簿に登録されていること。

(2) 指定施設に入院中又は入所中であること。(令第55条第2項、第4項第2号)

(3) 投票日当日、次のいずれかに該当する見込みであること。(法第49条第1項)

- ① 疾病、負傷、妊娠、老衰、身体の障害若しくは産褥にあるため歩行が困難であること。(法第48条の2第1項第3号)
- ② 歩行が可能である者については、自分の登録されている選挙人名簿の属する投票区の区域外にある指定施設に入院中又は入所中であること。(法第48条の2第1項第2号)

4 不在者投票ができる期間は

不在者投票ができる期間は選挙の期日の公示又は告示の日の翌日から選挙の期日(投票日)の前日までです。

また、時間は午前8時30分から午後5時までです。(法第270条)

5 不在者投票管理者

不在者投票管理者（法第 49 条、令第 55 条）とは、不在者投票事務全般を管理し執行する人のことで、不在者投票は不在者投票管理者の管理のもとで行われなければならない、不在者投票管理者は不在者投票が選挙人の自由な意思で公正に行われるために配慮しなければなりません。

その役目は不在者投票の場所において、次のことを行うことです。

- ① 入院又は入所中の選挙人の依頼によって、その選挙人に代わって不在者投票の用紙及び封筒の交付を、その選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会に請求すること。（令第 50 条第 4 項）
- ② ①によって投票用紙等の交付を受けたときは、これを選挙人に渡すこと。（令第 53 条第 4 項）
- ③ 選挙人が不在者投票をする際に投票用紙、不在者投票用封筒及び不在者投票証明書（個人で請求した場合のみ）を点検すること。（令第 58 条第 1 項、第 2 項）
- ④ 選挙人が不在者投票をする際に選挙権を有する立会人を選び、立ち合わせること。
（令第 58 条第 3 項において準用する令第 56 条第 3 項）
- ⑤ 不在者投票記載場所の設備をすること。（令第 58 条第 4 項において準用する令第 32 条）
- ⑥ 選挙人から代理投票の申請を受けた際にその許否を決定すること。
（令第 58 条第 4 項において準用する令第 56 条第 4 項）
- ⑦ 不在者投票をその選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会に送致すること。（令第 60 条第 1 項）

6 不在者投票における立会人

(1) 不在者投票における立会人とは

投票所において投票に立ち会い、投票が公正に行われるように監視する役割を持つのが、立会人です。不在者投票についても立会人の立会いは必要で、立会いのないところで行われた不在者投票は無効となります。

(2) 指定施設において不在者投票の立会人となる者は

不在者投票管理者が、選挙権を有する者を最低 1 人立会人として選任します。

（令第 58 条第 3 項において準用する令第 56 条第 3 項）

この立会人として必要な要件は、単に選挙権を有すれば足りるのであって、必ずしも住所要件等その不在者投票が行われる選挙の選挙権の要件全てを具備していることを要しません。

また、立会人は不在者投票管理者や不在者投票事務従事者が兼任したり、代理投票の補助者と兼ねることはできません。

(3) 不在者投票における公正確保等（外部立会人の選任）

不在者投票管理者は、市町村選挙管理委員会が選定した者（外部立会人）を投票に立ち合わせるなどの方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならないこととされています。（法第 49 条第 10 項）

(4) 立会人の職務は

立会人は、不在者投票の手続の全般にわたって立ち会い、不在者投票が公正に行われているか監視します。したがって、立会人が選挙人に対して候補者の氏名を示唆したり、記載中の選挙人をのぞきこむ等、投票干渉との疑惑を受けるような行為をしてはいけません。立会人については、法第255条の規定により職権濫用による選挙の自由妨害罪、投票の秘密侵害罪、立会人の義務懈怠罪等の罰則の適用がありますので、いやしくもこれらの罰則に触れることのないように注意するとともに、不在者投票の違法な管理執行によって選挙が無効とされることのないように留意しなければなりません。

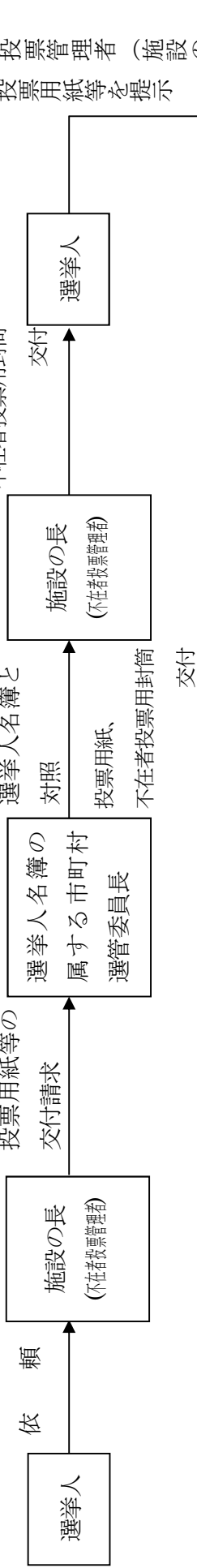
また、公正に行われた投票について、投票用紙を入れ封をされた不在者投票用外封筒の裏面に署名（ゴム印等は使えません。必ず自署のこと。記載例参照。）します。この署名がない不在者投票は、選挙当日投票管理者において不受理とされますので注意してください。そのほか、代理投票を希望する選挙人がいるときは、不在者投票管理者が代理投票の補助者を選任する際に意見を述べるすることができます。

7 不在者投票事務のあらまし

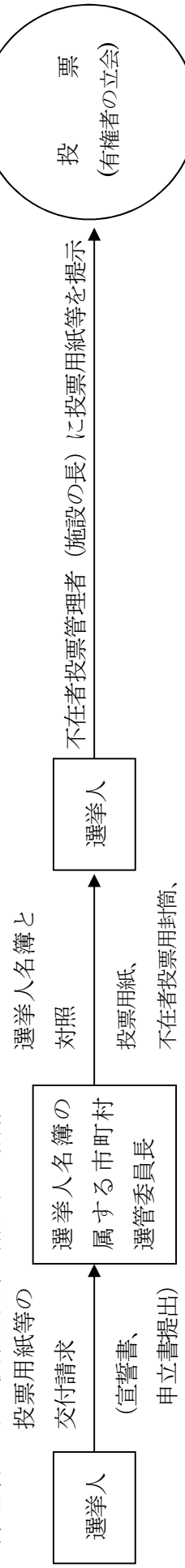
指定施設における不在者投票の手順のあらましは、次ページの図1のように、投票場所等の設備と事務従事者等の役割の概要は、次々ページの図2のようになっています。

図1

○指定施設における投票
 (◇指定施設の長が投票用紙等を代理請求する場合)



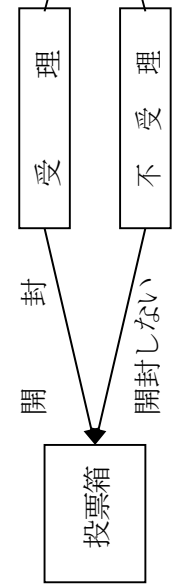
(◇)選挙人が自ら投票用紙等を請求する場合)



選挙人が自ら投票用紙等を請求する場合に限り、公的個人
 認証サービスなどを利用したオンラインによる請求が可能
 である場合があります。詳しくは、選挙人名簿の属する市
 町村の選挙に御確認ください。

不在者投票証明書
 交付

投票箱閉鎖直前に投
 票の受理、不受理を
 決定



開封しない
 まま他の封筒
 に入れてその
 旨記載

投票記載場所において記載
 封筒に入れ署名・不在者投票管理者に提出

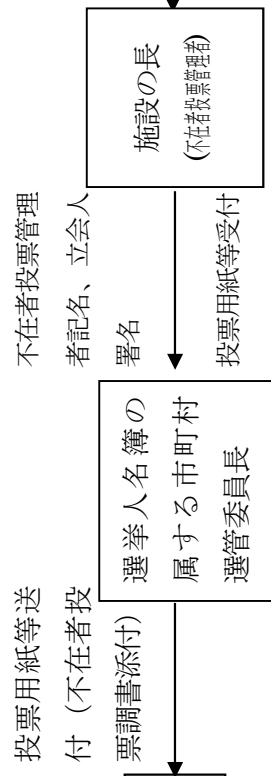
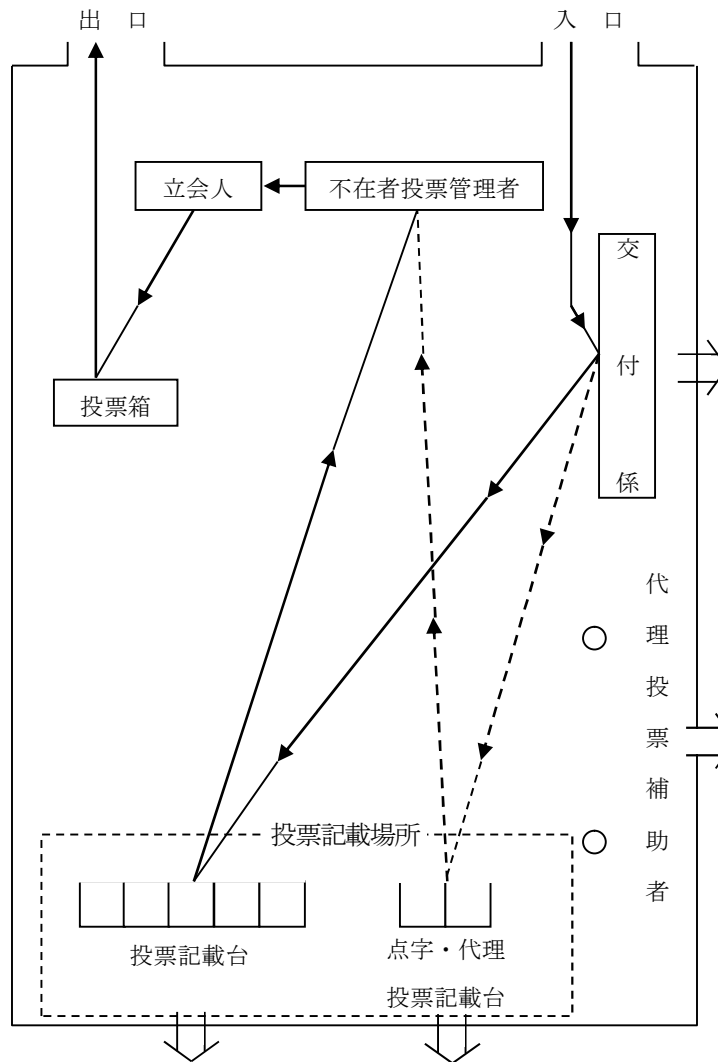


図2

不在者投票場所



○不在者投票管理者

選挙人から提出された投票を受け取ったときは、投票用外封筒の裏側に

- ・投票の年月日
- ・投票場所
- ・不在者投票管理者の職氏名（必ずしも自署を要しない）を記載し、立会人に署名（必ず自署のこと）させる。

投票用外封筒と不在者投票証明書（不在者投票証明書については名簿登録地の選管委員長に選挙人自らが請求した場合に限る）を他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に投票が在中する旨を明記し、さらにその裏面に記名押印して直ちに選挙人の属する市町村の選管委員長に送致する。

○立会人

- ・投票用外封筒の裏面に署名（自署）する。
- ・立会人は選挙権（必ずしも当該選挙の選挙権に限らない）を有する者でなければならない。
- ・立会人は1人でも差し支えない。
- ・不在者投票管理者と立会人とは兼ねることができない。

- ・投票用紙に自ら候補者1人の氏名（1つの名簿届出政党等の名称）を記載し、投票用内封筒に入れて封をしたうえ、外封筒に入れて封をし外封筒の表面に署名（自署）のうえ、不在者投票管理者に提出する。
- ・選挙人の署名のないものは、投票当日投票管理者のもとで不受理とされるので注意を要する。
- ・重病人の場合等歩行困難な者の投票については、不在者投票管理者の管理下で立会人の立会いがある限り、ベッドの上でもなし得る。

- ・点字投票の場合には、投票用紙に「点字投票」の印刷及び点字シールが貼付してある。

○交付（庶務）係

- ・不在者投票処理簿により選挙人を確認し、投票用紙、投票用封筒（外封筒、内封筒）を交付する。
- ・代理投票をしたい旨の申請があったときは、その旨不在者投票管理者に告げ、その決定に従う。
- ・不在者投票処理簿に所定事項を記載する。

○代理投票補助者

- ・不在者投票管理者は立会人の意見を聞いて、投票の事務に従事する者のうちから補助者2人を選任する。
- ・代理投票、代理投票の仮投票の際に2人でその補助にあたり、うち1人が代理記載人となる。
- ・代理記載人は選挙人の指示する候補者の氏名（名簿届出政党等の名称）を選挙人に代わって記載し、もう1人はこれに立ち会う。
- ・代理記載人は記載の終わった後に記載内容を確認のうえ、不在者投票用内封筒に入れて封をし、さらに外封筒に入れて封をした後、外封筒表面の「投票者」欄に選挙人の氏名を選挙人に代わって記載し、もう1人はこれに立ち会う。
- ・代理投票の仮投票の場合には、このほか、代理記載人は不在者投票用外封筒表面の「代理投票の仮投票における代理記載人氏名」欄に代理記載人本人の氏名を記載する。

記載例

不在者投票用外封筒

投票年月日 令和〇年〇月XX日

投票の場所 山形県山形市

不在者投票管理者〔職・氏名〕 □ □ 病院長 山形 一郎

立 会 人〔署名〕 奥羽花子

交付市町村名 市 町 村

交付年月日 令和 年 月 日 郡 町 村

船員が登録されている選挙人名簿の属する市町村名 県 郡 市 町 村

不在者投票管理者が記載
〔ゴム印等でも可〕

不在者投票管理者の記名
〔ゴム印等でも可〕

立会人の署名
〔必ず立会人本人が自署〕

記載しないでください

〇 〇 選 挙
不在者投票
(外 封 筒)

選 理 会	挙 委 之	管 員 印
-------	-------	-------

投票者 〔氏名〕 松波 太郎

〔代理投票の仮投票における代理記載人氏名〕

注意 投票者欄の氏名は必ず自分で書いてください。

□在外選挙人の投票に使用
〔在外選挙人氏名〕

選挙人の署名

・選挙人……………松波 太郎

・不在者投票管理者……………山形 一郎

・立会人……………奥羽 花子

※注意 投票年月日、投票場所及び不在者投票管理者氏名のいずれかの一つの記載を欠く場合、または選挙人の署名もしくは立会人の署名を欠く場合は、投票管理者のもとにおいてその投票は不受理と決定されますので注意してください。

山形県内市町村選挙管理委員会事務局一覧（令和6年12月現在）

市町村名	郵便番号	所在地	電話番号	
市	山形市	990-8540	山形市旅籠町二丁目3番25号	023-641-1212
	米沢市	992-8501	米沢市金池五丁目2番25号	0238-22-5120
	鶴岡市	997-8601	鶴岡市馬場町9番25号	0235-35-1766
	酒田市	998-8540	酒田市本町二丁目2番45号	0234-26-5765
	新庄市	996-8501	新庄市沖の町10番37号	0233-29-5845
	寒河江市	991-8601	寒河江市中央一丁目9番45号	0237-85-1387
	上山市	999-3192	上山市河崎一丁目1番10号	023-672-1111
	村山市	995-8666	村山市中央一丁目3番6号	0237-55-2111
	長井市	993-8601	長井市栄町1番1号	0238-82-8002
	天童市	994-8510	天童市老野森一丁目1番1号	023-654-1111
	東根市	999-3795	東根市中央一丁目1番1号	0237-42-1111
	尾花沢市	999-4292	尾花沢市若葉町一丁目2番3号	0237-22-1111
	南陽市	999-2292	南陽市三間通436番地の1	0238-40-8536
東村山郡	山辺町	990-0392	東村山郡山辺町緑ヶ丘5番地	023-667-1111
	中山町	990-0492	東村山郡中山町大字長崎120番地	023-662-2111
西村山郡	河北町	999-3511	西村山郡河北町谷地戊81番地	0237-73-2111
	西川町	990-0792	西村山郡西川町大字海味510番地	0237-74-2111
	朝日町	990-1442	西村山郡朝日町大字宮宿1115番地	0237-67-2111
	大江町	990-1101	西村山郡大江町大字左沢882番地の1	0237-62-2111
北村山郡	大石田町	999-4112	北村山郡大石田町緑町1番地	0237-35-2111
最上郡	金山町	999-5402	最上郡金山町大字金山324の1	0233-29-5600
	最上町	999-6101	最上郡最上町大字向町644番地	0233-43-2111
	舟形町	999-4601	最上郡舟形町舟形263番地	0233-32-2111
	真室川町	999-5312	最上郡真室川町大字新町124番4	0233-62-2054
	大蔵村	996-0212	最上郡大蔵村大字清水2528番地	0233-75-2111
	鮭川村	999-5292	最上郡鮭川村大字佐渡2003番の7	0233-55-2111
	戸沢村	999-6401	最上郡戸沢村大字古口270番地	0233-72-2111

市町村名	郵便番号	所在地	電話番号	
東置賜郡	高 島 町	992-0392	東置賜郡高島町大字高島 436 番地	0238-52-3154
	川 西 町	999-0193	東置賜郡川西町大字上小松 977 番地 1	0238-42-6689
西置賜郡	小 国 町	999-1363	西置賜郡小国町大字小国小坂町二丁目 70 番地	0238-62-2112
	白 鷹 町	992-0892	西置賜郡白鷹町大字荒砥甲 833 番地	0238-85-6120
	飯 豊 町	999-0696	西置賜郡飯豊町大字椿 2888 番地	0238-87-0520
東田川郡	三 川 町	997-1301	東田川郡三川町大字横山字西田 85 番地	0235-35-7009
	庄 内 町	999-7781	東田川郡庄内町余目字町 132 番地 1	0234-42-0128
飽海郡	遊 佐 町	999-8301	飽海郡遊佐町遊佐字舞鶴 202 番地	0234-72-5880

※ 電話番号は主に市町村役場の代表番号

<参考>山形県選挙管理委員会事務局関係

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
村 山 地 方 事 務 局 (村山総合支庁総務課内)	〒990-2492 山形市鉄砲町二丁目 19 番 68 号	023-621-8107
最 上 地 方 事 務 局 (最上総合支庁総務課内)	〒996-0002 新庄市金沢字大道上 2034	0233-29-1206
置 賜 地 方 事 務 局 (置賜総合支庁総務課内)	〒992-0012 米沢市金池七丁目 1-50	0238-26-6100
庄 内 地 方 事 務 局 (庄内総合支庁総務課内)	〒997-1392 東田川郡三川町大字横山字袖東 19-1	0235-66-5417
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	〒990-8570 山形市松波二丁目 8 番 1 号	023-630-2081